

令和6年度袋井市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

- (1) 本地域は、農家の高齢化が進み農家戸数の減少が見られるが、地域内の担い手により不作付地の増加の抑制、担い手への集積化が進んできている。
こうした中、土地利用型作物の担い手への集積及び地域ぐるみによるブロックローテーションが行われており、全耕地面積に占める主食用米面積の割合は約60%であり、転作作物に占める小麦、大豆、飼料用米、WCS（稲発酵粗飼料用稲）の面積が多く、計画的かつ効果的に転作が行われているが、近年「飼料用米・WCSの取組み」が急増しており、水不足への対応が課題となっている。
- (2) 「麦・大豆の取組み」から「麦・飼料用米等の取組み」への急激な転換をすると、水不足等の課題があるため主食用米の生産にも影響を与える。
このことから、現行の主食用米の栽培面積を維持しつつ、比較的水を必要としない作物である「麦・大豆」を転作作物としてさらに推進することを協議会の主要事業とする。
- (3) 「主食用米の取組み」から「飼料用米・WCSの取組み」への作付転換は、使用する水量に影響は少ないことから、団地化による生産性の向上を目指しつつ、それぞれの需要量を調査し、農業用水の過剰供給とまらない範囲で推進する。
- (4) 農業生産の収益性等の理由から、非担い手のブロックローテーションによる転作の協力が難しくなっている。平成30年産から国による主食用米の生産数量の配分や米の直接支払交付金の廃止に伴い、今後ますます地域の連携と目的の共有化によるブロックローテーションを活用した転作制度の維持が課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

高収益作物の導入については、現行の作付体系であるブロックローテーションへの影響を考慮しつつ、ほ場条件等の状況を考慮しながら作付け拡大の可能性について調査・検討を進める。

転換作物等の付加価値の向上については、低コスト生産技術の普及や実質的な人・農地プラン（地域計画・目標地図）の策定により農地の集積・集約化を図るほか、実需者の状況等を踏まえ、新品種の導入などによる品質や収量の向上などを調査・研究する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本地域では、ブロックローテーションを主とした小麦、大豆、飼料用米、WCSといった戦略作物が作付けされ、計画的かつ効率的な転作が行われており、全耕地面積に占める転作面積の割合は約40%となっている。このように従来からの転作が行われている地域については、引き続き戦略作物の作付けを推進し安定的な米の供給を図る。

また、水田の利用状況について、農産物共済引受面積等の情報、営農計画書、現地調査等を踏まえて確認し、水稻の作付け見込みのない農地やブロックローテーションに適さない農地について、地域や担い手等の意向も踏まえつつ、畑地化支援の活用及

び高収益作物の作付けによる所得向上等について調査・研究する。

4 作物ごとの取組方針等

本協議会水田登録台帳の約 2,137ha（不作付地含む）の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、水田のフル活用による作物生産の維持・拡大及び担い手への集約を図るため、①ブロックローテーションの維持、②袋井地域の営農環境に適した作物づくり、③麦・大豆の推進と担い手への集約促進、④戦略的な水田営農に向けた研究と実践の 4 つの柱を戦略の取組方針とし推進する。

（１）主食用米

水稻の作付け品種は、消費者の嗜好を反映しコシヒカリを中心とした良食味品種の作付けを基本として推進するが、近年は温暖化等による高温障害も発生していることから、温暖化に適応した品種を推進していく中で、新たな品種についても研究する。

また、安定的な米の供給を行うため、農業者団体等が中心となって需要量の範囲内で作付け計画を主体的に策定することで、契約栽培による水稻の作付けを推進する。

なお、食の安全・安心志向が高まる中、種子更新率の向上に加え、需要の増加が見込まれる特別栽培米や新品種等の生産技術確立を農業協同組合等関係機関と一体となって研究し、売れる米作り（質・販売可能量）の強化と国による主食用水稻の生産数量の配分に代わる、国及び県が示す需要予測に基づき算出した、本協議会独自の生産数量目標〔参考値〕に沿った作付面積を推進し、水稻作付面積の適正化を図る。

（２）備蓄米

備蓄米については、生産者による取組が見込まれないため、協議会としては、堅実な需要が見込まれる非主食用米を優先的に推進する。

（３）非主食用米

非主食用米の栽培促進は、麦・大豆の取組みから非主食用米へ急激な転換によって発生する水不足の課題から、主食用水稻の生産にも影響を与えることから、本協議会は、非主食用米の取組みについては、需要量を調査する中で、現行程度の栽培面積維持を基本としながらも、主食用水稻から非主食用米への転換については、全体のバランスの中で検討しつつ、同一作物の団地化及び担い手への集約を基本方針として推進する。

ア 飼料用米

飼料用米については、担い手への生産集約、同一作物の団地化による生産性の向上を図るため、引き続き団地化加算及び担い手加算の交付金をできる限り維持する。

また、専用品種や多収品種への取組を推進し、供給及び収量の安定を図るが、主食用水稻から飼料用米への転換については需要量に応じ推進する中で、できるだけ大豆などへの作物転換を促しつつ、農家所得の向上を図る。

また、飼料用米のわら利用への取組を支援し、耕畜連携の推進を図る。

イ 米粉用米

米粉用米については、実需者からの要望があることから、複数年契約による交付金の加算を活用し、需要量に応じた推進を図る。

ウ 新市場開拓用米

販売業者による販路開拓の状況や需要量に応じた推進を調査・研究する。

エ WCS 用稲

WCS 用稲については、担い手への生産集約、同一作物の団地化による生産性の向上を図るため、引き続き団地化加算及び担い手加算の交付金をできる限り維持する。主食用水稲からWCS 用稲への転換については需要量に応じ推進する中で、できるだけ大豆などへの作物転換を促しつつ、農家所得の向上を図る。

また、WCS 用稲作付ほ場への資源循環への取組を支援し、耕畜連携の推進を図る。

オ 加工用米

加工用米については、県内の流通業者及び酒造等からの要望があることから、需要量に応じた推進を図る。そのなかで安定した供給量を確保するための複数年契約での取り組みや低コスト生産による取り組みを推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

本協議会内の転作の中心を担っていた「麦・大豆」については、専用設備を持たない農家でも作付けができる「飼料用米やWCS」への作付転換が進み、大豆の生産面積が減少傾向にあることから、水不足への対応が課題となっている。

このことから、各地域に定着しているブロックローテーションを活かし、減少傾向にある「麦・大豆」による、転作作物の集積及び高品質な農産物の生産を図るため、産地交付金を拡充活用することで、大豆の生産面積拡大、担い手への集約、団地化による生産性の向上、二毛作による農地の高度利用及び農家所得の向上を目指すとともに、課題である水不足への対応を図る。

飼料作物については、地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持しつつ品質向上及び二毛作による農地の高度利用を図る。

(5) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持しつつ品質向上及び二毛作による農地の高度利用を図る。

(6) 地力増進作物

現行の作付体系であるブロックローテーションへの影響等考慮しつつ、高収益作物等の導入および推進、麦・大豆等への作付転換および収量拡大に向けた土づくりへの取組みを支援する。

(7) 高収益作物

国・県の重要推進品目であることから、従来からの指定品目であるレタス、白ネギ、タマネギ、キャベツ、スイートコーンの拡大を図るとともに、それ以外の品目も対象として拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1240.5	0	1268.6	0	1190	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	331.8	0	304.2	0	400	0
米粉用米	2.3	0	1.4	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	5	0
WCS用稲	223.8	0	229	0	240	0
加工用米	28.7	0	0	0	40	0
麦	435.6	278.1	368.7	219.1	540	370
大豆	91.1	89.3	104	102.5	180	170
飼料作物	1	1	1	1	1	1
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0.1	0.1	5	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	11	5.7	16.3	10.9	18	13
・野菜	11	5.7	16.3	10.9	18	13
・花き・花木	0	0	0	0	0	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・〇〇	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	小麦・大豆（基幹作）	麦・大豆担い手加算	実施面積	5年度 154.7ha	6年度 174.0ha 7年度 178.0ha 8年度 178.0ha
			反収（小麦）	5年度 252.9kg/10a	6年度 260.0kg/10a 7年度 260.0kg/10a 8年度 260.0kg/10a
			反収（大豆）	5年度 62.5kg/10a	6年度 70.0kg/10a 7年度 70.0kg/10a 8年度 70.0kg/10a
2	大豆（二毛作）	大豆担い手加算（二毛作）	実施面積	5年度 69.2ha	6年度 91.0ha 7年度 94.0ha 8年度 94.0ha
			反収	5年度 62.5kg/10a	6年度 70.0kg/10a 7年度 70.0kg/10a 8年度 70.0kg/10a
3	小麦（二毛作）	麦担い手加算（二毛作）	実施面積	5年度 278.0ha	6年度 325.0ha 7年度 328.0ha 8年度 328.0ha
			反収	5年度 252.9kg/10a	6年度 260.0kg/10a 7年度 260.0kg/10a 8年度 260.0kg/10a
4	飼料用米・WCS（基幹作）	飼料用米・WCS担い手加算	実施面積	5年度 276.8ha	6年度 280.0ha 7年度 280.0ha 8年度 280.0ha
			反収	5年度 540.6kg/10a	6年度 545.0kg/10a 7年度 545.0kg/10a 8年度 545.0kg/10a
5	小麦・大豆（基幹作）	麦・大豆団地加算	実施面積	5年度 147.6ha	6年度 155.0ha 7年度 158.0ha 8年度 164.0ha
			反収（小麦）	5年度 252.9kg/10a	6年度 260.0kg/10a 7年度 260.0kg/10a 8年度 260.0kg/10a
			反収（大豆）	5年度 62.5kg/10a	6年度 70.0kg/10a 7年度 70.0kg/10a 8年度 70.0kg/10a
6	大豆（二毛作）	大豆団地加算（二毛作）	実施面積	5年度 54.4ha	6年度 70.0ha 7年度 72.0ha 8年度 74.0ha
			反収	5年度 62.5kg/10a	6年度 70.0kg/10a 7年度 70.0kg/10a 8年度 70.0kg/10a
7	小麦（二毛作）	麦団地加算（二毛作）	実施面積	5年度 246.3ha	6年度 285.0ha 7年度 290.0ha 8年度 292.0ha
			反収	5年度 252.9kg/10a	6年度 260.0kg/10a 7年度 260.0kg/10a 8年度 260.0kg/10a
8	飼料用米・WCS（基幹作）	飼料用米・WCS団地加算	実施面積	5年度 208.6ha	6年度 210.0ha 7年度 220.0ha 8年度 220.0ha
			反収	5年度 540.6kg/10a	6年度 545.0kg/10a 7年度 545.0kg/10a 8年度 545.0kg/10a
9	小麦・飼料作物（二毛作）	麦・飼料作物二毛作助成	実施面積	5年度 278.0ha	6年度 321.0ha 7年度 327.0ha 8年度 332.0ha
10	大豆（二毛作）	大豆二毛作助成	実施面積	5年度 69.4ha	6年度 87.0ha 7年度 90.0ha 8年度 95.0ha
11	そば（二毛作）	そば二毛作助成	実施面積	5年度 0.00ha	6年度 2.0ha 7年度 3.0ha 8年度 3.0ha
12	飼料用米（基幹作）	わら利用（耕畜連携助成）	実施面積	5年度 40.7ha	6年度 55.0ha 7年度 55.0ha 8年度 55.0ha
13	WCS（基幹作）	資源循環（耕畜連携助成）	実施面積	5年度 222.1ha	6年度 230.0ha 7年度 230.0ha 8年度 230.0ha
14	そば（基幹作）	そばへの取組	実施面積	5年度 0.00ha	6年度 0.03ha 7年度 0.03ha 8年度 0.03ha
15	新市場開拓用米（基幹作）	新市場開拓米への取組	実施面積	5年度 —	6年度 0.03ha 7年度 0.03ha 8年度 0.03ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 静岡県

協議会名: 袋井市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦・大豆担い手加算	1	4,500	小麦、大豆(基幹作)	作付面積に応じて支援(認定農業者・認定新規就農者に限る)
2	大豆担い手加算(二毛作)	2	4,500	大豆(二毛作)	作付面積に応じて支援(認定農業者・認定新規就農者に限る)
3	麦担い手加算(二毛作)	2	1,000	小麦(二毛作)	作付面積に応じて支援(認定農業者・認定新規就農者に限る)
4	飼料用米・WCS担い手加算	1	1,000	飼料用米、WCS(基幹作)	作付面積に応じて支援(認定農業者・認定新規就農者に限る)
5	麦・大豆団地加算	1	9,000	小麦、大豆(基幹作)	作付面積に応じて支援(作業効率化のため1ha以上の団地化ほ場が対象)
6	大豆団地加算(二毛作)	2	9,000	大豆(二毛作)	作付面積に応じて支援(作業効率化のため1ha以上の団地化ほ場が対象)
7	麦団地加算(二毛作)	2	4,500	小麦(二毛作)	作付面積に応じて支援(作業効率化のため1ha以上の団地化ほ場が対象)
8	飼料用米・WCS団地加算	1	1,000	飼料用米、WCS(基幹作)	作付面積に応じて支援(作業効率化のため1ha以上の団地化ほ場が対象)
9	麦・飼料作物二毛作助成	2	11,450	小麦、飼料作物(二毛作)	作付面積に応じて支援
10	大豆二毛作助成	2	11,700	大豆(二毛作)	作付面積に応じて支援
11	そば二毛作助成	2	11,450	そば(二毛作)	作付面積に応じて支援
12	わら利用(耕畜連携助成)	3	9,000	飼料用米(基幹作)	作付面積に応じて支援、利用供給協定締結
13	資源循環(耕畜連携助成)	3	9,000	WCS(基幹作)	作付面積に応じて支援、利用供給協定締結
14	そばへの取組	1	20,000	そば(基幹作)	作付面積に応じて支援
15	新市場開拓用米への取組	1	20,000	新市場開拓用米(基幹作)	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙)二毛作助成のその他要件【整理番号9.10.11】

1. 二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫及び出荷・販売を行うこと。

(1)麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2)大豆・そば

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3)飼料作物

利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

※麦、大豆、そばのうち、自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

その他要件の確認方法

・麦

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。

・大豆、そば

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。

・飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

(別紙) 利用供給協定に含まれるべき事項【整理番号12】

1 わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) わらを生産する者
- (3) わらを収集する者
- (4) わらを利用する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

(別紙) 利用供給協定に含まれるべき事項【整理番号13】

資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項